

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事、香川県知事、坂出市長、愛媛県知事、今治市長、新居浜港務局委員会委員長、八幡浜市長、高知県知事（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- （1）「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
 - （2）「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
 - （3）「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
 - （4）「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の五で規定する緊急確保航路をいう。
 - （5）「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
 - （6）「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
 - （7）「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
 - （8）「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。
- 「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とし、対象とする港湾は以下のとおりとする。

徳島県管理：徳島小松島港、橘港、浅川港

香川県管理：高松港、津田港、三本松港、丸亀港、詫間港、観音寺港、土庄港、坂手港、宮浦港

坂出市管理：坂出港

愛媛県管理：松山港、東予港、三島川之江港、宇和島港、中島港、三崎港

今治市管理：今治港

新居浜港務局管理：新居浜港

八幡浜市管理：八幡浜港

高知県管理：高知港、須崎港、宿毛湾港、奈半利港、甲浦港、室津港、久礼港

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

なお、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、可能な範囲で四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より令和5年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙及び丙が締結している「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書」(平成27年11月5日締結)は、この協定書の締結をもって廃止するものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和 4 年12月13日

甲 国土交通省四国地方整備局次長

乙 徳島県知事

香川県知事

坂出市長

愛媛県知事

今治市長

新居浜港務局委員会委員長

八幡浜市長

高知県知事

丙

一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支

四国港湾空港建設協会連合会会長

一般社団法人日本海上起重技術協会四

全国浚渫業協会関西支部長

一般社団法人日本潜水協会会長代行副

一般社団法人海洋調査協会会長



一般社団法人港湾技術コンサルタント協

